

令和6年11月

給与支払事業主 各位

新温泉町税務課長

給与支払報告書の提出について（お願い）

平素より当町の税務行政進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年支払分の給与支払報告書の提出準備の時期が近づいてまいりました。

給与支払報告書の提出につきましては、法定期限が令和7年1月31日（金）となっていますが、報告書の内容確認（記入漏れの確認、計算誤り等の確認）のため、新温泉町へ提出いただく給与支払報告書につきましては下記期限までの提出にご協力をお願いします。

なお、本年中に下記対象者がいない場合は、お手数ですが本案内文書は破棄してください。

1. 提出期限 令和7年1月16日（木）

2. 提出対象者

事業主は、従業員が令和7年1月1日現在（退職した方は、退職日現在）に居住する市区町村の長あてに、令和6年中に支払った給与の金額、その他必要な事項を記載した「給与支払報告書」を作成し、1月末日までに提出することが義務付けられています。（地方税法第317条の6）

令和6年中に給与（給料、賃金、賞与など）を支払った（支払いの確定した）すべての従業員（アルバイト・パート、役員等を含む）について、支払額の多少にかかわらず提出してください。【税務署へ提出する所得税の源泉徴収票とは異なり、住民税はすべての従業員について提出していただく必要があります。】

なお、給与支払報告書を提出しない場合や、虚偽の記載をした給与支払報告書を提出した場合については罰則の規定があります。（地方税法第317条の7）

提出先 新温泉町役場 税務課 又は 新温泉町温泉総合支所 地域振興課

《税理士に作成、提出を依頼されている場合は本書の内容をお伝えください。》

3. 記入事項について

①給与支払報告書には個人番号・法人番号の記載が必要です。

控除を受ける配偶者、扶養家族（年少扶養も忘れずに）についても個人番号の記載が必要です。ので記載をしてください。 【町外被扶養者も必ず記載してください。】

②摘要欄に次の事項を必ずご記入ください。

- (1) 機械印字は、文字の大きさを判読可能なポイントにしてください。
- (2) 被扶養者欄に書ききれない場合は名と続柄。【例】(妻) 花子、(母) 梅子、(子) 一郎 [年少]、配特を適用する場合は配偶者の氏名と（配特）の記載。
- (3) 前職分を合算した場合は、支払金額、源泉徴収税額、社会保険料額、会社名を記載。

- (4) 租税条約に該当する従業員は、“租税条約”と“国名”を記載してください。
 ＊税務署へ提出した租税条約に関する届出の写しを添付してください。
- (5) 令和6年分所得税の定額減税に関する事項を次のように記載してください。

内 容	記載方法
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 ×××円 (注) 控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」
合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 (注) 同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は「減税有」の追記で差し支えありません。

＊令和6年6月1日以後に従業員が退職し、年末調整をしなかった場合は、令和6年分所得税の定額減税に関する事項の記載は不要です。

③配偶者特別控除を受ける場合、配偶者の合計所得金額を必ず記入してください。

④住宅借入金等特別控除は、特別控除可能額、特別控除額を必ず記入してください。

住宅借入金等特別控除可能額、住宅借入金等特別控除の額を確認して記載してください。入居年月日の記載がない場合は処理不能で適用外となりますので注意してください。

⑤新温泉町に居住し他市町に住民登録のある従業員の給与支払報告書について

新温泉町に居住しているが、住民登録が他市町にある従業員は、地方税法294-3（課税を住民登録地より実居住地を優先する。）により新温泉町で課税をします。住所欄に新温泉町の住所を、摘要欄に住民登録の住所を記入して新温泉町へ提出してください。

＊住民登録地の役所には当町から通知して二重課税を防ぎます。

⑥生命保険料控除にかかる各保険料等の支払額欄は必ず記入してください。

⑦電子報告（eL-TAX）により提出をされる場合は、送信前に必ず確認をお願いします。

記載内容を必ず点検してから送信してください。（電子報告の場合は課税システムに提出された内容のまま取り込まれます。）

4. 電子報告（eL-TAX＝エルタックス）の利用について

eL-TAXは地方税ポータルシステムの呼称で、地方税の手続きにインターネットを利用して電子的に行うシステムです。自宅やオフィスに居ながら各種申告の手続きができますので、ご利用ください。

＊令和3年1月から税務署に提出する源泉徴収票が100枚以上（新温泉町以外も合わせた総数）の場合は、eL-TAXまたは光ディスクでの提出が義務化されていますのでご注意ください。

5. 提出時の特別徴収・普通徴収区分について

給与支払報告書を提出する従業員について、特別徴収（住民税を給与から徴収して事業所が納付）と普通徴収（住民税を従業員が直接納付）に分けてから提出してください。

給与支払報告書に普通徴収該当要件の記載がない場合や、普通徴収切替理由書がない場合は特別徴収対象者と判定しますのでご注意ください。

6. 特別徴収の完全実施と取扱いについて

兵庫県と県内の各市町は地方税法に基づき、連携して特別徴収を推進しています。

平成30年度から特別徴収完全実施を実施していますので、事業所は特別徴収義務者に指定され、普通徴収要件のある従業員を除いた全ての従業員が特別徴収となります。

※事業主や従業員の都合で普通徴収を選択することはできません。

■以下の場合のみ普通徴収とすることができます。

- a 退職者または給与支払報告書を提出した年の5月末日までの退職予定者
- b 給与支払額が少なく、住民税を特別徴収しきれない方
- c 給与の支給が不定期（毎月支給されていない）な方
- d 他の事業者から支払われる給与から特別徴収されている方（乙欄適用者）

（注）アルバイト、パートだからという理由では普通徴収になりません。

普通徴収の対象となる従業員がいる場合は、必ず該当の記号を給与支払報告書の摘要欄に記載してください。（例）aに該当する方は摘要欄に、「a」と記載する。

併せて普通徴収切替理由書〔普通徴収の仕切書に印刷〕に該当する人数を記載して提出してください。

7. 給与支払報告書の総括表について

当町指定の総括表を使用してください。

町指定の総括表は近畿2府4県が共同で印刷したものです。

市販品やインターネットでダウンロード（町HP以外）した総括表は特別徴収・普通徴収の対象者数を明記する欄や特徴指定番号の記載欄等が無いものが多いため使用しないで下さい。

記載欄は省略せず、全て記入してください。（会社の電話番号、担当者の未記入が多い）

8. 給与支払報告書の提出時の重ね方

給与支払報告書の個人別明細書（市町村提出用）を特別徴収対象者と普通徴収対象者に分けてください。

機械印刷した給与支払報告書の不要部分（印刷の余白）は必ず除去してください。

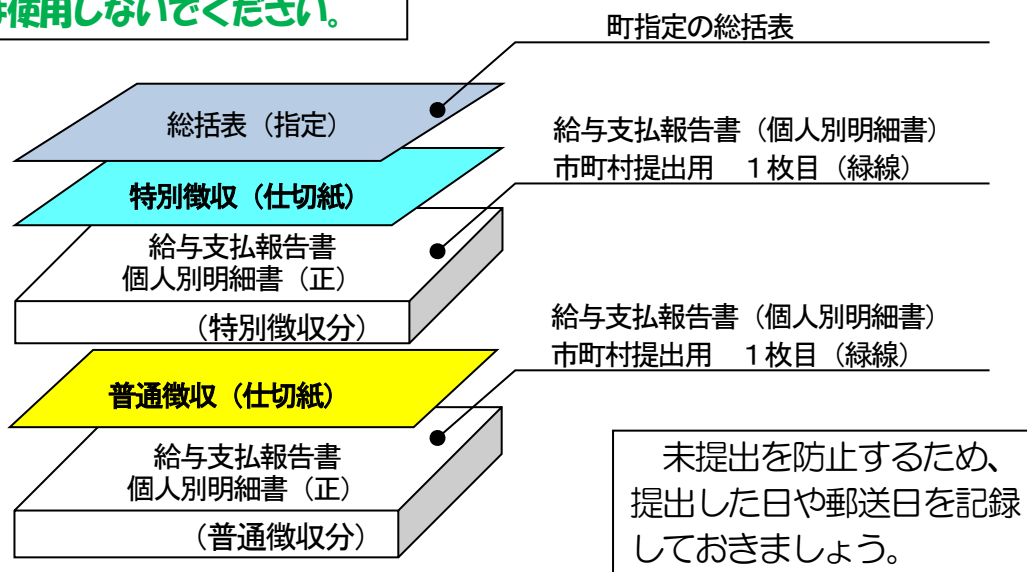
総括表、仕切り紙（事業主名、特徴指定番号等を記入）を使用して、次頁重ね方説明図のとおりに重ねてご提出ください。

次頁に説明図を記載していますので必ず確認をお願いします。

重ね方説明図

※機械印字で正本と副本がつながっている場合は、必ず切り分け、正本のみ提出して下さい。

***ホッチキスは使用しないでください。**



※正本のみを提出してください。(1人につき1枚の提出、副本提出は不要)

※指定した提出方法で提出されない場合は、一度返却となる場合もあります。

問合せ先 兵庫県 新温泉町役場 税務課 課税係 Tel 0796-82-3113 【税務課直通】